

# みえ県連協ニュース

三重県学童保育連絡協議会

津市下弁財町津興1350

059-226-6260

2021年度 No.2 (10月号)

専用携帯電話 080-2651-5711

## 第1回拡大役員会を開催！

今年度から新たに熊野市と御浜町が拡大役員に加わり、8地域になりました。

9月28日にオンラインにて、第1回拡大役員会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症に関する情報を中心に、「障害児加算について（特に対象児童が欠席した場合の担当職員の勤務や仕事内容はどうなっているかなど）」の情報提供も含め、各地域から活動状況報告をし、意見交換を行いました。

桑名	<p>◎桑名市学童意見交換会 市連協加入4学童保育所。学童保育所により児童数の差はあるが、抱えている問題は共通している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備面について、市に要望を出しているが、改善が進まない。</li> <li>・指導員の定着が進まない。</li> <li>・経営体制について 会計の負担が大きく、毎月の保育料の計算や徴収が大変。役員のなり手が少ないのもあり、システムを変えていくことを進めている。保育料を振り込みから自動引き落としに変更する等、保護者の負担を軽くするために頑張っている最中。</li> <li>・イベントについて コロナ禍の中でイベントを減らしている。 子どもたちと指導員でできることは指導員が進めている。</li> </ul> <p>◎要望書を7月7日に市に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における学童保育の対応について 学校は分散登校、リモート授業、両方を併用。 21日から平常授業になっている。 学校でコロナの感染者が出たが、夏休み中でもあり、学童保育にかかわりがなかったため、大きな影響はなかった。</li> <li>・障害児加算について 休んだからといって特に勤務体系は変わらない。 市の補助金についても変わらない。</li> </ul>
	<p>◎令和3年度学童保育の現状 1支援増えて72支援。 中央第3学童が解体工事をして、二階建てを新築した。中央学童は、5支援あり、送迎支援事業を活用し、14小学校区から通っている。NPO法人が運営している。</p>

## 四日市

### ◎市連協の活動

市の学童保育係との年2回の懇談会は、緊急事態宣言が出ていたので、延期になり、12月頃の予定。

総会は書面決議で行い、運営委員会のみで終わっている。

### ◎指導員の会

7月に集まり、工作教室やグループディスカッションを行った。また、本年度の方針を話し合った。

### ◎第1回子ども子育て会議（7月）

障害児加算については、年度初めに市の学童保育係が各学童保育所を訪問して、個別に指導に入り、指導員の配置（従うべき基準の堅持）とあわせて話し合ったという所もある。

### ◎市の動き

学童保育係ができたことで、個別にコーディネートしていく形で運営体制は良くなった。ハード面については充実して速く進むようになった。

#### ・ワクチン接種

#### ・ICT化

児童が夏休みにタブレットを使用した学習ができるように、インターネット回線の工事が8月中旬に支援数の数で終わっている。

#### ・緊急事態宣言中の対応

学童保育係が、教育委員会と保健所と連携し、迅速な対応をしていただいた。

感染拡大を防ぐため、教育委員会から、できるだけ自宅でオンライン授業を受けられるように強く訴えていただいたので、どの学童保育所も利用児童数が4分の1くらいに減少した。

## 鈴鹿

### ◎市の状況

#### ・ワクチン接種に関して

接種券の優先配布の案内は、ほとんどの指導員に届いている。

#### ・放課後児童健全育成事業の実施状況調査の通知

放課後児童支援員研修会「発達に課題のある子どもの支援について考える」→令和4年度5年度の障害児受け入れ費及び障害児受け入れ推進事業費の対象となる。

#### ・コロナウイルス感染防止について

緊急事態宣言中、利用者に向けて自粛のお願い通知有り。

9/1～9/11の開所状況や利用児童数について調査有り。

### ◎市連協

・緊急事態宣言発令のため、会議は中止。次回は未定。

### ◎指導員の会

・消防署にて「普通救命講習（3時間講習）」を2日間に分けて受けた。

・10月は活動を休止。11月以降については感染状況等を考慮して決定する。

### ◎学童保育及び児童数等

・児童数の増加に対して、学童保育への入所児童の増加が著しいが、小学校により差がある。4人に1人が利用している計算になる。

・ほいく誌購読は200冊を保っている。

亀山

- ◎市連協の主な活動内容や市内の状況などについて
  - ・コロナ禍等に関する状況調査
    - 9月の休校、分散登校に関わる状況
    - 困り感、市との連携、市からの連絡について、学校との連携等
  - ・市長との懇談に向けて要望など意見の集約をする。
- ◎市より、新型コロナウイルス感染症に関わる報告基準、おおまかな利用基準等が示される。
  - ・報告ケース
    - 児童または家族が、①感染した場合、②濃厚接触者になった場合、③PCR検査を受けた場合
  - ・おおまかな利用基準（学校の基準と同じ）の一例
    - 児童本人および指導員が濃厚接触者となり、PCR検査の結果、陰性であっても、濃厚接触が確認された翌日から2週間は利用・出勤停止。
    - ※市連協内で、利用や出勤などの基準、保護者への通知等対応や困り感の共有を図り、市への報告に努めている。
  - ・利用自粛について
    - 緊急事態宣言中は利用自粛に対して保育料を変換する等措置を取った場合は、金額に応じて補助。
- ◎今後について
  - ・市議との懇談
    - 利用に関するアンケート（市内保育園・幼稚園に通う年少以上の子どものいる世帯に対し、入学の際学童保育を利用するかどうか）、市内実態調査、コロナ禍に関する状況調査をもとに懇談を予定。
  - ・要望書の提出
    - アンケートや調査をもとに要望書を作成し、市長あてに提出。（懇談は今後の状況による。）
  - ・全国研について
    - 加入の各学童保育所2名までは参加費を市連協から補助。
  - ・毎年、市と市連協共催で研修を実施しているが、市から「コロナに関する研修」について打診あり。

- 「新型コロナウイルス感染症」についての津市の状況
- ◎市の対応
    - ・子どもと接する従事者へワクチンの優先接種が行われた。（夏休み期間中）
      - 対象：小中学校教員・放課後児童クラブ・幼稚園・保育所・子ども園等
      - 放課後児童クラブでは、正規・パート・役職・勤務日数など問わず、市内の放課後児童クラブに勤務する、希望する職員全てが対象。
    - ・小学校の対応
      - 9月6日～24日 4限授業（給食後下校）
        - ① 自宅学習
        - ② インターネット環境のない児童、放課後児童クラブを利用する児童は学校でタブレット学習。
      - 校舎、教室に入る際に健康状態の把握の徹底（健康観察カードの提出）。給食前に下校も可能（給食費の一部返金対応）。
    - ・市内の学童保育の対応について

津

- 小学校の対応に準じて、下校時間を学校と協議の上、児童の受け入れを行う。感染対策と健康管理の徹底。
  - ・夏休みにおけるアルバイトの雇用について
  - ・令和4年度補助金予算積算の資料とするための各学童保育所の補助金利用について意向調査
  - ・令和4年度入所申し込み受付開始及び入所説明会開催日調査
    - 市のHPに一覧を掲載し、周知してもらう。
- ◎市連協
  - ・理事会中止（9月）
  - ・学童っ子まつり中止（10月31日）
  - ・「緊急事態宣言」における各学童保育所の対応アンケートを実施・集約し、共有した。
    - 項目：学童保育の対応について、利用人数、おやつ提供について、延長保育について、土曜保育について、学校との連携で工夫している点について、学校の対応で困っている点について、保護者会で特別な対応をしている点について、保育で困っていること、工夫している点、その他
  - ・障害児加算について
    - 障がい児が出席している場合はその子どもの保育をしているが、欠席している場合は担当の指導員は休むことなく、他の子どもの保育にあたる。
- ◎指導員の会
  - ・ドッジボール交流会中止
  - ・研修について
    - 9月14日 夏休みを終えて
    - 9月21日 ケガの対応、感染症予防について

松阪

- ・市連協
  - 8月に総会（書面決議）を行ったが、活動休止状態。
- ・学童保育の様子
  - 9月1日～30日 分散登校
  - 学童保育は通常通り午後からの開所。（市から通達有り）
- ・大規模学童保育所の現状
  - 分割しているが、合同で1施設。2階建ての施設だが、分けて使えるわけではない。
  - 三密を裂けることが一番の課題。コロナになって大規模学童保育の弊害を特に感じている。通常になった時に不安はある。

熊野

- ・少子化で市の児童数は減っているが、学童保育を利用する児童は増えている。入所児童の3分の2が低学年。高学年の活動に力を入れた。
- ・感染症対策
  - 日常生活をできるだけ変えないように考えた。
  - 検温ノート（保護者とやり取り）、換気。密をさける工夫しながら、野外活動やイベントなども夏休み中は行った。
- ・濃厚接触者で出た場合の対応
  - 事例はなかったが、その都度丁寧な対応ができるように職員会議をしたり、慎重に行ってきた。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設改善 金山事業所は老朽化進んでいるので、建て替えについて市に要望を出した。新設について市と話し合いをしているが難しい。法人独自での建て替えも視野に入れて検討している。</li> <li>小学校は、9月1日から通常通りの授業を行っている。</li> </ul>
御 浜	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度による公設民営の運営を同じ施設内で2支援単位。</li> <li>平成30年度新規事業参入業者により学童保育が設置された。相談もなく進められ、校区外制度を明記された。現在通っている子どもたちは選択できるが、新しく入所する場合は、新規事業学童保育のみに制限されている。 ※保護者と地域の保護者と、校区性廃止の要望を毎年行っている。</li> <li>施設について 児童数が増えているが、施設が狭く、加配児童も増えているなか、クールダウンする部屋などもない。施設の拡充の要望を出した。(9月)</li> <li>コロナ対応は熊野とほとんど同じ。</li> <li>分散登校は無かった。</li> </ul>
県連協	<p>県</p> <p>○コロナについて 緊急事態宣言は9月30日で全面解除となりましたが、次回の拡大役員会でも話をして共有します。</p> <p>全国運営委員会報告(9月4日・5日)</p> <p>○学童保育をめぐる動き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症にかかわることについて ほいく誌10月号『協議会だより』P74に関連記事があるので、読んで参考してください。</li> <li>運動に関わること 「一人ひとりの声を届けよう」・「国会請願署名」</li> </ul> <p>○ほいく誌関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三重県の購読数の推移は変わっていませんが、ほいく誌の魅力を伝え、購読者を増やしていきましょう。</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国研究集会について 三重県連協が、17分科会「学童保育と学校一保護者と指導員・教師のかかわり一」を担当するため、全国研チームとして準備を進めています。三重県としての参加目標は150名だが、10月1日時点で133名。</li> </ul>

#### ☆国会請願署名について

コロナ禍で保護者会等も開催されない状況のなかで、取り組むのは難しい面があったと思いますが、1967筆の署名が集まり、10月5日に全国学童保育連絡協議会に送付しました。ご協力ありがとうございました。

引き続き、主旨を説明したうえで、署名を書き添えていただく際には注意を払っていただき、働きかけていきましょう。**第二次集約日は2022年1月31日迄。**津市さくら会にお送りください。(用紙が必要な場合は、メール等でお知らせください)

#### ☆県との話し合いについて

例年11月頃に県の担当者と話し合いを行っています。  
昨年に引き続き、今回も人数制限のもと対面で懇談ができるように調整中です。

#### ☆観劇会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、今年度も中止を決定。

#### ☆第34回三重県学童保育研究集会

日程：2022年2月27日(日)午前中 Zoomによるオンライン開催予定  
講師：代田盛一郎さん(大阪健康福祉短期大学)

#### ☆今後の予定

10月23・24日(土・日) 第56回全国学童保育研究集会  
11月9日(火) 役員会④  
11月 県との話し合い  
12月 拡大役員会②



#### 9月号

#### ☆P9 特集 学童保育の生活づくりを考える

子ども・保護者と指導員がともに行う、「子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営み」を、「生活づくり」とよんで、今までの運動のなかで力を入れてきました。

1年以上にわたるコロナ禍のなか、どこの学童保育所もこれまでの生活の仕方を変更しながら保育をしていると思います。そんな学童保育の生活づくりのなかで、感じてきたこと、気づいてきたことをふまえ、これまで大切にしてきた、子ども・保護者と指導員が共に行う「生活づくり」について、あらためて、指導員同士、保護者と指導員で共有し、確かめあえる機会にしたいと思います。

#### 10月号

#### ☆P46～ 講座 学童保育の基本問題再考一言葉の理解をめぐって

第一回「健全育成」とはなにか一意味を問いなおし、安易な使用を避けること  
増山 均(早稲田大学名誉教授)

学童保育実践・運動・行政・政策のなかで、日頃からごく普通に使用されている言葉・用語の意味を、子どもの権利保障の観点から問いなおし、曖昧な使用や誤った使用を問いただし、より深く、よりの確な内容把握にたどり着きたいという意図を持たれ、このテーマを掲げられたとのこと。

「健全育成」の用語に含まれる問題点について歴史的な部分も含め、書かれています。半年間、増山先生が連載を担当されます。学びにつなげたいです。

## ☆P9～ 特集 学童保育の施策—現状と課題

学童保育の施策に関わる国の法律や制度の説明と、全国学童保育連絡協議会が行なった都道府県の「単独事業」についての調査の結果などが報告されています。国の法律や制度についての説明はとても分かりやすく書かれているので、改めて確認をしておきたいですね。

(P27～31)

## ☆P74 ～ 協議会だより

- ・「第五波」子ども感染が急増—学童保育の対応
- ・学童保育でのわいせつ被害の実態が報道により明らかに

2016年度から2020年度までの5年間の、学童保育でのわいせつ被害の実態が報道により明らかになりました(2021年8月22日付『読売新聞』)。

2021年5月末に「教員による児童生徒性暴力防止法」が成立したこと、附則に子どもに接する業務に就く者の性犯罪歴を照会する制度の検討が明記されたことを受けて、保育・学童保育現場での実態を取り上げたものです。

2012年の「子ども・子育て支援法」制定と児童福祉法の改定にともなって、学童保育には、「放課後児童支援員」の認定資格制度が設けられました。「放課後児童支援員」は、学童保育指導員のなかで、国が設けた資格を取得した者のことです。この資格には、「認定の取消」という仕組みがあります。都道府県等は、「虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合」「虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合」「秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合」「その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合など」の事実を把握したときに、「当該者を認定者名簿から削除」します。「認定者名簿から削除」されたあと、国はこれを適正に運用する必要があります。

(全国連協発行の冊子『学童保育情報2020-2021』185ページもご参照ください。)

一方、職員が無資格者であった場合、この網をかいくぐることができてしまいます。厚労省の調査(2020年5月1日現在)によれば、約16万人と言われる放課後児童支援員等のうち、4割にあたる約7万人は資格を持たない補助員です。

厚労省は「放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項」について、全国児童福祉主管課長会議などで、つぎのように周知しています。

「設備運営基準第12条において、『利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない』としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく各クラブにおいても、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。(以下、略)」

## 11月号

### ☆特集 たのしく食べるおいしく食べる♪—学童保育のおやつ・食

## P10～ 学童保育における「おやつ」—直面する課題と求められる役割の両面から 平本福子(宮城学院女子大学)

子どもたちの楽しみでもある「おやつ」の時間。でも、コロナ禍で、黙食とか、同じ方向を向いて座るとか、楽しい時間が一変してしまったのではないのでしょうか。

平本先生は、「コロナ禍で学童保育の“おやつ”がどのように変わったのかを確認し、現場が直面している課題を考えたい。そのためには、学童保育における“おやつ”の役割とは

何かなどの基本的なことの再確認をしたい。なぜなら、危機的なときこそ、『そもそも、何が重要なのか』に思いをめぐらし、この状況の中でも『何ができるか』を考えることが重要であることを「東日本大震災」の経験を通して学んだ。」と書かれています。

おやつのこと子どもたちと相談しながら、一緒に考えていきたいですね。

## ☆P57 アレルギーのある子どもの安全な保育を考える

### 認定特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク 中西里映子

学童期の新規発症の原因食物は、一位が果物類、二位が甲殻類、三位が木の実類(クルミやカシューナッツ等)です。落花生(ピーナッツ)も上位にあり、小学生になってから突然発症するケースも増えているそうです。

子どもが安心して通い続けることができるよう、学童保育・指導員が心づもりをしっかりと行うコツは、指導員と保護者と小学校が、最新の正しい知識を持ち、十分相談・連携することが必要です。

アレルギーについて先日研修を受けましたが、保護者からアレルギーについて詳しく教えていただくことや、学校と共有しておくことの大事さを改めて確認しました。

## ☆P74 ～ 協議会だより

- ・全国学童保育指導員学校が全国10会場で開催!

学童保育指導員の資質向上と学童保育の内容充実を目的に、全国学童保育連絡協議会が開催している「全国学童保育指導員学校」。2021年度は、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止の観点から、オンラインを活用して全国10会場で開催し、のべ6,000名が受講しました。

子ども一人ひとりが学童保育を「自らの生活の場」と感じることができ、学童保育がその役割を果たすことができるよう、指導員は以下の仕事を担っています。

- 子どもが安全に安心して過ごせる生活を守る。
- 放課後や学校休業日の生活を過ごすために必要とされる基本的な生活内容をつくる(休息やおやつを提供など)。
- 子どもが遊ぶための環境の整備と、援助を行う。
- 子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う。
- 保育内容を記録する。

また、指導員は、子どもと保護者に直接関わる仕事とともに、学童保育を円滑に運営するためのさまざまな仕事も担っています。これらを通じて指導員は、子どもと保護者の思いを受けとめ、共に学童保育の生活を豊かにしていきます。そのためにも、継続的、日常不断に学びつつ、自らの実践を検証しながら、蓄積していきましょう。

また、指導員の仕事の理解を広げながら、働きつづけることができる条件を整えていくことが必要です。保護者と信頼関係を築きつつ、学童保育の内容をつくりあげていくことなどをたしかめあい、学童保育をよりよくする取り組みを前進させていきましょう。

学童保育やおうちで、楽しかったこと、うれしかったこと、おもしろかったこと、すきなこと、はやっているあそびなどを、作文やイラストにして書いてみませんか。  
ぜひ、ほいく誌編集部まで送ってください。